

# 産学官連携による食料産業等活性化のための新技術開発事業評価実施要領

17農会第1499号  
平成18年3月31日  
最終改正 18農会第1342号  
平成19年2月15日  
農林水産技術会議事務局長通知

## 第1 趣旨

産学官連携による食料産業等活性化のための新技術開発事業（以下「事業」という。）の評価の実施に際しては、農林水産省における研究開発評価に関する指針（平成18年3月31日農林水産技術会議決定）及び産学官連携による食料産業等活性化のための新技術開発事業実施要領（平成18年3月31日付け17農会第1497号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要領」という。）第7に定めるもののほか、本要領に定めるところによる。

## 第2 評価体制

### 1 評価会の構成、委嘱及び任務

#### (1) 評価会の構成

産学官連携による食料産業等活性化のための新技術開発事業研究課題評価分科会（以下「評価会」という。）は、十分な評価を行うために必要な人数の外部専門家（評価対象の研究開発分野又はそれに関連する分野の専門家で、農林水産技術会議に属さない者をいう。以下同じ。）をもって構成する。

また、幅広い見地からの評価を行うため、必要に応じ、有識者（評価対象とは異なる研究開発分野の専門家、農林水産技術会議事務局（以下「事務局」という。）に所属する者その他の有識者をいう。以下同じ。）を若干名、委員として加えることができる。

#### (2) 評価会委員の委嘱

ア 農林水産技術会議事務局長（以下「事務局長」という。）は、外部専門家又は有識者であって、次の条件を満たす者のうちから評価会委員を委嘱する。

(ア) 本事業に係る技術開発課題について十分な評価能力を有し、かつ公正な立場から評価を行うことができる者であること。

(イ) その氏名及び所属並びにその者が行う評価結果の内容の公表についてあらかじめ同意している者であること。

イ 委嘱期間は、原則として3年とする。

ウ 事務局長は、評価会委員がアに定める要件を欠く場合のほか、評価会委員として適当でないと認められる場合には、速やかに当該評価会委員に通知し、委嘱を取り消すことができる。

エ 事務局長は、評価会委員に対し、評価に要する経費を支払う。

#### (3) 評価会委員の任務等

ア 評価会委員は、事務局長が評価を依頼した技術開発課題について評価する。  
ただし、評価に当たっては、公正で透明な評価を行う観点から、原則として利害関係者が加わらないようにするとともに、利害関係者が加わる場合には、その理由を明確にする。

イ 利害関係者の範囲は、次の（ア）から（オ）に定めるとおりとする。

（ア）当該技術開発課題の中で技術開発担当者となっている場合。

（イ）当該技術開発課題の技術開発担当者と、同一の民間企業又は大学、独立行政法人等の研究機関における同一の学科、研究所等に所属する場合。

（ウ）当該技術開発課題の技術開発担当者と親族関係にある場合。

（エ）当該技術開発課題の技術開発担当者と直接的な競争関係にある場合。

（オ）その他、事務局が公正な判断を行うに当たって適当ではないと判断した場合。

ウ 評価会委員は、技術開発課題の評価により知り得た情報について、事務局長が認める場合を除き、外部に漏らし、又は自身の研究に利用してはならない。

エ 評価会委員は評価を行う前に、イの（ア）から（エ）に該当しない旨を証明する書面をあらかじめ事務局に提出しなければならない。

## 2 評価会座長

評価会に座長を置き、評価会委員が互選する。

## 3 評価会の運営

評価会に関する庶務は、農林水産技術会議事務局先端産業技術研究課が行う。

## 4 関係者の出席

評価会には、技術開発課題の説明等のため、事業実施主体又はその候補（以下「事業実施主体等」という。）の職員及び事務局関係職員のほか、座長が必要と認めた者を出席させることができる。

# 第3 評価の方法

事務局長は、事前評価、期中評価及び事後評価を、以下のとおり実施する。

## 1 事前評価

応募された技術開発課題ごとに、技術開発の開始前に、当該研究全体の計画及び初年度の研究計画について評価を行うものとし、その方法は以下によるものとする。

（1）事務局長は、原則として、評価会の開催前に、事業実施主体の候補者が提出した書類（以下「応募書類」という。）を評価会委員に送付する。

（2）評価会委員は、送付された応募書類に基づき別紙1の評価票を作成するものとし、座長はこれを取りまとめて、ヒアリングを行う技術開発課題（以下「ヒアリング対象課題」という。）を決定する。

（3）（2）によりヒアリング対象課題を決定した時は、事務局長は、評価会を開催するものとする。

評価会においては、ヒアリング対象課題ごとに事業実施主体の候補者からヒアリングするものとし、評価会委員は、応募書類及び当該ヒアリングの結果に基づき、別紙2の評価票を作成する。座長は、これを取りまとめて評価会に報告する。評価会は、その報告に基づきヒアリング対象課題の評価結果を決定する。

## 2 期中評価

実施された技術開発課題のうち、研究期間が1年を超えるものにあつては、課題ごとに当該年度の研究成果及び次年度の研究計画について評価を行うものとし、その方法は以下のとおりとする。

- (1) 期中評価の実施に当たっては、事務局長は、研究期間の最終年度を除く毎年度、評価会を開催するものとする。
- (2) 評価会においては、技術開発課題ごとに事業実施主体からヒアリングするものとし、評価会委員は、当該ヒアリングの結果に基づき、別紙3の評価票を作成するものとする。座長は、これを取りまとめて評価会に報告する。評価会は、その報告に基づきヒアリング対象課題の評価結果を決定する。

## 3 事後評価

実施された技術開発課題ごとに、技術開発が終了した後に総括的な評価を行うものとし、その方法は2の(1)及び(2)に準ずる。この際、評価票は、別紙4を用いる。

## 第4 評価の項目等

評価会における評価項目及び評価基準は、評価の区分ごとに、それぞれ別表1に掲げるとおりとする。

## 第5 評価結果に基づく対応措置及び反映

- 1 事務局長は、評価会の評価結果に基づき、事前評価にあつては技術開発課題の採否、期中評価にあつては研究計画の変更又は中止等、事後評価にあつては成果の活用等、所要の対応措置を決定する。  
この際、必要に応じ評価会委員の意見を聴くことが出来る。
- 2 事務局長は、1の決定を行った場合には、決定結果を評価会における評価結果のとりまとめとともに、農林水産技術会議に報告する。
- 3 事務局長は、1の決定を行った場合には、事業実施主体等に、その応募し、又は実施した技術開発課題に係る決定結果を通知するとともに、当該事業実施主体等の要請に応じて、その理由について説明するものとする。
- 4 事務局は、1の決定に基づき、予算への反映等必要な手続を行う。

## 第6 評価結果の公表

事務局は、第5の1の決定結果について、知的財産権に十分配慮した上で、インターネット等で公表する。

別表 1

区 分	評 価 項 目	評 価 基 準
事前評価	I 科学的・技術的・専門的観点 ①実施要領第3に定める研究対象分野ごとに設定（別表2のとおり） ②技術開発課題・手法の新規性、革新性、先導性 ③研究計画・実施体制の妥当性、研究目標の明確性、目標達成の可能性 ④投入予定の研究資源と予想される成果との比較	A：優れている B：妥当である C：許容できる D：評価に値しない
	II 行政的観点 ⑤農林水産政策との関連性、整合性、農林水産政策上の重要性、緊急性	A：高い B：やや高い C：やや低い D：低い
	III 社会的観点 ⑥社会的・経済的な重要性、必要性	A：高い B：やや高い C：やや低い D：低い
期中評価	①研究計画の達成度・達成可能性、妥当性 ②研究の成果（実用化する技術の数と概要、特許出願等の数と概要、その他）	A：優れている B：妥当である C：許容できる D：評価に値しない
事後評価	①研究計画の達成度 ②投入した研究資源の効率性及び妥当性 ③研究の発展可能性 ④研究の成果（実用化する技術の数と概要、特許出願等の数と概要、その他）	A：優れている B：妥当である C：許容できる D：評価に値しない

注：事前評価における社会的観点からの評価は、ヒアリングにおいてのみ行う。

別表 2

実施要領第 3 に定める研究対象分野	評 価 項 目
1 新産業・新事業創出	農林水産関連分野における新産業・新事業創出の可能性、研究成果を活用した製品の市場性
2 食品産業の競争力強化推進	食品産業の競争力強化に与える効果、開発された技術の実用化の可能性
3 新たな病害虫・雑草管理推進	病害虫・雑草防除効果、普及の可能性、農業生産性向上への貢献度
4 農業構造改革加速化促進	労働時間・作業強度の低減効果、普及の可能性、農業生産性向上への貢献度
5 地域材利用拡大推進	研究成果の事業化（製品化等）の可能性及び地域材利用拡大への効果
6 健全な森林力増進	想定される成果の活用による森林整備の低コスト化への貢献度、普及の可能性
7 水産業構造改革加速化促進	水産業の競争力強化及び活性化等に与える効果、早期事業化の可能性

## 産学官連携による食料産業等活性化のための新技術開発事業 課題評価票

評価会委員名：

					事前評価(書類審査)	
研究 機関名	技術開発 課題名	評価項目	評価基準 (A~D)	点数	計	所見
		I 科学的・技術的・専門的観点 ①研究対象分野ごとに設定する評価項目				
		②技術開発課題・手法の新規性、革新性、先導性				
		③研究計画・実施体制の妥当性、研究目標の明確性、 目標達成の可能性				
		④投入予定の研究資源と予想される成果との比較				
		II 行政的観点 ⑤農林水産政策との関連性、整合性、農林水産政策上 の重要性、緊急性				
		合 計	/	/		/

- 注 1. 評価会委員は、各評価項目の評価基準に A、B、C、D のいずれかを記入する。
2. A、B、C、D の定義は以下のとおり。  
A：優れている、B：妥当である、C：許容できる、D：評価に値しない
3. 評価項目ごとの配点は以下のとおり。  
項目① A：6点、B：4点、C：2点、D：0点  
項目②～⑤ A：3点、B：2点、C：1点、D：0点
4. 各評価項目の合計点が総合評価であり、合計点の高い技術開発課題から優先的にヒアリングを行うものと判断する。

## 産学官連携による食料産業等活性化のための新技術開発事業 課題別評価票

評価会委員名：

事前評価（ヒアリング）			
研究機関名			
技術開発課題名			
評価項目	評価基準	点数	所見
I 科学的・技術的・専門的観点 ① 研究対象分野ごとに設定する評価項目	A：優れている B：妥当である C：許容できる D：評価に値しない		
② 技術開発課題・手法の新規性、革新性、先導性	A：優れている B：妥当である C：許容できる D：評価に値しない		
③ 研究計画・実施体制の妥当性、研究目標の明確性、目標達成の可能性	A：優れている B：妥当である C：許容できる D：評価に値しない		
④ 投入予定の研究資源と予想される成果との比較	A：優れている B：妥当である C：許容できる D：評価に値しない		
II 行政的観点 ⑤ 農林水産政策との関連性、整合性、農林水産政策上の重要性、緊急性	A：高い B：やや高い C：やや低い D：低い		
III 社会的観点 ⑥ 社会的・経済的な重要性、必要性	A：高い B：やや高い C：やや低い D：低い		
	合 計		
総合コメント	（所見）		

注1. 評価会委員は、各評価項目の評価基準に○をつける。

2. 評価項目ごとの配点は以下のとおり。

項目① A：6点、B：4点、C：2点、D：0点

項目②～⑤ A：3点、B：2点、C：1点、D：0点

項目⑥ A：2点、B：1点、C：0.5点、D：0点

3. 各評価項目の合計点が総合評価であり、合計点の高い技術開発課題から優先的に採択するものと判断する。

**産学官連携による食料産業等活性化のための新技術開発事業  
課題別評価票**

評価会委員名：

期 中 評 価			
研究機関名			
技術開発課題名			
評価項目	評価基準	点数	所見
①研究計画の達成度・達成可能性、妥当性	A：優れている B：妥当である C：許容できる D：評価に値しない		
②研究の成果（実用化する技術の数と概要、特許出願等の数と概要、その他）	A：優れている B：妥当である C：許容できる D：評価に値しない		（特筆すべき成果）
	合 計		
総合コメント （技術開発課題の継続、変更等の見直し等）	（所見）		

- 注 1. 評価会委員は、各評価項目の評価基準に○をつける。
2. 評価項目ごとの配点は以下のとおり。  
A：3点、B：2点、C：1点、D：0点
3. 各評価項目の合計点が総合評価であり、合計点による判断基準は以下の通りとする。  
3点以上6点以下：継続実施すべき  
2点：見直しすべき  
0点又は1点：中止すべき

産学官連携による食料産業等活性化のための新技術開発事業  
課 題 別 評 価 票

評価会委員名：

事後評価			
研究機関名			
技術開発課題名			
評価項目	評価基準	点数	所見
①研究計画の達成度	A：優れている B：妥当である C：許容できる D：評価に値しない		
②投入した研究資源の効率性及び妥当性	A：優れている B：妥当である C：許容できる D：評価に値しない		
③研究の発展可能性	A：優れている B：妥当である C：許容できる D：評価に値しない		
④研究の成果（実用化する技術の数と概要、特許出願等の数と概要、その他）	A：優れている B：妥当である C：許容できる D：評価に値しない		(特筆すべき成果)
	合 計		
総合評価	(所見)		

- 注 1. 評価会委員は、各評価項目の評価基準に○をつける。
2. 評価項目ごとの配点は以下のとおり。  
A：3点、B：2点、C：1点、D：0点
3. 各評価項目の合計点が総合評価であり、合計点による判断基準は以下の通りとする。  
10点以上12点以下：目標は達成した  
7点以上9点以下：目標はほぼ達成した  
4点以上6点以下：目標の一部は達成した  
0点以上3点以下：目標の達成は不十分であった